

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

香川県知事

殿

年 月 日



協議者 住 所 高松市郷東町 587 番地 18

氏 名 日本道路株式会社 四国支店

支店長 長谷部 兼一

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 087-881-4141

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの
で、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日本道路株式会社 香川アスコン 所長 武内秀騎	
		住 所 又は 所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704・2	
		事業場の所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704・2	
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一 般 的 な 名 称	アスファルトガラ・コンクリートガラ	
		種 類	がれき類	
		性 状	固形状	
		1 年当たりの最大搬入量	1,600t／年	
		排 出 事業場	名 称	令和 8 年度 高松自動車道 香川高速道路事務所管内舗装補修工事
			所 在 地	愛媛県内の各道路舗装補修工事現場
			当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	ほ装工事業 道路の修繕工事の施工工程から排出されるアスファルト廃材 およびコンクリート廃材
	当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙のとおり	
		住所又は所在地	別紙のとおり	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	大型ダンプトラック(10t)車を使用し、シート掛けを行い飛散防止を図り生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	日本道路株式会社 四国支店 香川営業所 竹崎正浩 TEL 087-882-0374
	搬入開始予定年月日	令和7年9月 1日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	該当なし	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	該当なし	
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

排出事業場	名称	令和8年度 高松自動車道 香川高速道路事務所管内舗装補修工事			
	搬出場所①	高松自動車道	鳥越トンネル	～	川之江JCT
	搬出場所②	松山自動車道	川之江JCT	～	三島川之江IC
	搬出場所③	高知自動車道	川之江JCT	～	川之江東JCT～新宮IC
→	搬入ルート	三島川之江IC	→	川之江JCT	→ 坂出IC
			3km		44km
					12km
		新宮IC	→	川之江JCT	→ 坂出IC
			10km		44km
					12km

県外産廃収集運搬業者リスト（愛媛県許可業者）

会社名	代表者名	所在地
株式会社古川	代表取締役 古川昌尚	香川県坂出市府中町710番地1
有限会社トーク運輸	代表取締役 藤村昭治	香川県坂出市加茂町423番地1
大同産業株式会社	代表取締役 野生須浩樹	香川県坂出市西庄町732番地1
有限会社西岡産業	代表取締役 西岡修	香川県三豊市豊中町上高野2695番地6
株式会社横田産業	代表取締役 横田幸美	香川県三豊市三野町大見甲1217番地
有限会社府中産業	代表取締役 丹波敏基	香川県坂出市築港町二丁目310番地126

(表面)

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

香川県知事

殿

年

月

日



協議者

住 所

高松市郷東町 587 番地 18

氏 名

日本道路株式会社 四国支店

支店長

長谷部 兼一

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

087-881-4141

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの
で、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日本道路株式会社 香川アスコン 所長 武内秀騎	
		住 所 又は 所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2	
		事業場の所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2	
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無	
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的名称	アスファルトガラ・コンクリートガラ	
		種 類	がれき類	
		性 状	固形状	
		1 年当たりの最大搬入量	2,000t／年	
		排出事業場	名 称	2025 年度 瀬戸中央自動車道舗装補修等工事
			所 在 地	岡山県内の各道路舗装補修工事現場
			当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	ほ装工事業 道路の修繕工事の施工工程から排出されるアスファルト廃材 およびコンクリート廃材
	当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙のとおり	
		住所又は所在地	別紙のとおり	

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	大型ダンプトラック(10t)車を使用し、シート掛けを行い飛散防止を図り生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	日本道路株式会社 四国支店 香川営業所 吉村聡 TEL 087-882-0374
	搬入開始予定年月日	令和7年9月 1日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	該当なし	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	該当なし	
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

排出事業場	名称	2025年度 瀬戸中央自動車道舗装補修等工事			
	搬出場所	瀬戸中央自動車道 早島IC ～ 児島IC間			
	→ 搬入ルート	【早島IC～児島IC】	→ 坂出IC	→ 国道11号線（前谷東高架橋）	→ 県道33号線 → 香川アスコン
		17～32km	10 km		0.7 km

香川アスコン 県外産廃可能運送業者一覧表

岡山県内の各道路舗装補修工事現場

- | | |
|------------|-------------|
| ①株式会社古川 | 代表取締役 古川昌尚 |
| ②有限会社トーク運輸 | 代表取締役 藤村昭治 |
| ③大同産業株式会社 | 代表取締役 野生須浩樹 |

- ①香川県坂出市府中町710番地1
- ②香川県坂出市加茂町423番地1
- ③香川県坂出市西庄町732番地1

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する協議書

年 月 日

香川県知事

殿



協議者 住 所 高松市郷東町 587 番地 18

氏 名 日本道路株式会社 四国支店

支店長 長谷部 兼一

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 087-881-4141

循環事業者が行う県内における循環的な利用に供するため、産業廃棄物の県内への搬入を行いたいの
で、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 1 項の規定により協議します。

県内搬入計画	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	日本道路株式会社 香川アスコン 所長 武内秀騎
		住所又は所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2
		事業場の所在地	香川県坂出市府中町前谷字深谷 704-2
	規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ (無)
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称	アスファルトガラ・コンクリートガラ
		種類	がれき類
		性状	固形状
		1 年当たりの最大搬入量	1,400t/年
	排出事業場	名称	令和 8 年度 高松自動車道 香川高速道路事務所管内舗装補修工事
		所在地	徳島県内の各道路舗装補修工事現場
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	ほ装工事業 道路の修繕工事の施工工程から排出されるアスファルト廃材 およびコンクリート廃材
	当該産業廃棄物を運搬する者	氏名又は名称及び代表者の氏名	別紙のとおり
		住所又は所在地	別紙のとおり

(裏面)

県内搬入計画	県内に搬入しようとする産業廃棄物の排出事業場から循環利用施設までの当該産業廃棄物の運搬の経路	別紙のとおり
	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物の運搬の方法及び当該運搬に伴う生活環境の保全のための必要な措置	大型ダンプトラック(10t)車を使用し、シート掛けを行い飛散防止を図り生活環境に支障が生じないように搬入する。
	県内搬入業務責任者の氏名及び連絡先	日本道路株式会社 四国支店 香川営業所 竹崎正浩 TEL 087-882-0374
	搬入開始予定年月日	令和7年9月 1日
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域	該当なし	
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由	該当なし	
参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

排出事業場	名称	令和8年度 高松自動車道 香川高速道路事務所管内舗装補修工事		
	搬出場所	徳島自動車道 井川池田ＩＣ～美馬ＩＣ間		
	搬入ルート①	川之江東JCT → 川之江JCT 経由 坂出IC → 国道11号(前谷東交差点) 香川アスコン		
		47km	12km	
	搬入ルート②	井川池田ＩＣ → 国道319号(まんのう町買田交差点) → 国道32号(綾川町陶交差点) → 県道17号(府中前谷交差点) 香川アスコン		
		20km	16km	6km

県外産廃収集運搬業者リスト (徳島県許可業者)

会社名	代表者名	所在地
株式会社古川	代表取締役 古川昌尚	香川県坂出市府中町710番地1
有限会社トーク運輸	代表取締役 藤村昭治	香川県坂出市加茂町423番地1
大同産業株式会社	代表取締役 野生須浩樹	香川県坂出市西庄町732番地1
有限会社西岡産業	代表取締役 西岡修	香川県三豊市豊中町上高野2695番地6
株式会社横田産業	代表取締役 横田幸美	香川県三豊市三野町大見甲1217番地
有限会社府中産業	代表取締役 丹波敏基	香川県坂出市築港町二丁目310番地126